

(起案の趣旨等)

平成 26 年 5 月に改定した「福岡市都市交通基本計画」および、平成 26 年 9 月にとりまとめられた「ウォーターフロント地区(中央ふ頭・博多ふ頭)再整備の方向性」において、公共交通による都心拠点間の交通アクセス向上に取り組むこととしており、この度、アクセス向上の手法および方向性や導入スケジュール等について方針を決定するもの。

1. 方針決定を行う事項

- ① 都心拠点間の交通アクセス向上を図るため、都心循環 BRT を形成することとし、平成 28 年度から連節バスを導入し、循環ルートを運行しながら、順次、将来的な専用走行空間走行を目指す。
- ② 都心循環 BRT については、交通事業者である西日本鉄道(株)と連携し、役割分担としては、公共空間における整備は市、その他運営に必要な施設整備や運行は交通事業者とすることを基本とする。

2. 資料

資料 1 : 都心循環 BRT の事業概要

3. 今後のスケジュール

※ 運行ルートや専用走行空間などについては、今後、交通管理者や交通事業者との協議により決定するもの。

※ BRT : 連節バス、公共車両優先システム、バス専用道、バスレーン等を組み合わせることで、速達性・定時性の確保や輸送能力の増大が可能となる高次の機能を備えたバスシステム (出典 : 「交通政策基本法 (原案)」国土交通省)